

行橋市集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月25日

行橋市長 工藤政宏

行橋市条例第30号

行橋市集会所条例の一部を改正する条例

第1条 行橋市集会所条例（昭和63年行橋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表下稗田集会所の項中「59番地」を「590番地」に改める。

第2条 行橋市集会所条例の一部を次のように改正する。

別表下稗田集会所の項及び羽根木西集会所の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の行橋市集会所条例の規定は、令和8年7月22日から適用する。